



土砂災害特別警戒区域にお住まいの人へ

令和6年度中の住宅移転の事前相談は今年5月末まで

問い合わせ 市営住宅課 ☎229-3188 FAX229-3213 久居分室 ☎255-8853 FAX255-5586

津市がけ地近接等危険住宅移転事業

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に建てられている住宅(危険住宅)に、区域指定の前から住んでいて、令和6年度中に当該危険住宅を除却し市内の安全な場所へ移転する人、または除却し資金を借り入れて市内の安全な場所で住宅を建設または購入して移転する人に対し、予算の範囲内で補助します。補助金の交付は令和6年度からで、補助金の申請には次の事前相談が必要です。

補助金についての事前相談

令和6年度に補助金の交付を申請する人は、電話予約の上、次の相談期間中に事前相談を行ってください。

相談期間 3月1日(水)～5月31日(水)

対象 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に建てられている住宅(危険住宅)に、区域指定の前から住んでいて、令和6年度中に当該危険住宅を除却し市内の安全な場所へ移転する予定の人、または除却し資金を借り入れて市内の安全な場所で住宅を建設または購入して移転する予定の人

※令和5年4月1日以降は都市政策課(☎229-3290、FAX229-3336)にご連絡ください。

補助の内容

対象事業	対象経費	交付限度額
危険住宅の除却	危険住宅の除却に要する費用	97万5,000円
移転先住宅の建設または購入	移転先住宅の建設または購入(移転先住宅の敷地となる土地の購入を含む)に要する資金として金融機関、その他の機関から借り入れた借入金の利子(年利率8.5%を限度とする)に相当する額の費用	建物 325万円
		土地 96万円
		合計 421万円
	土砂災害特別警戒区域であって、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域からの移転	建物 465万円
		土地 206万円
		敷地造成 60万8,000円
		合計 731万8,000円

※国、県、市による助成事業のため、国や県の交付金の状況に応じて補助金が減額される場合があります。

※補助金交付決定の前に工事着手または借り入れの契約をしている場合は、補助の対象になりません。

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)とは

急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、建築物に損壊が生じ市民の生命または身体に著しい危害を生じさせる恐れがあるとして三重県知事が指定した区域で、現在津市では、津・久居・河芸・芸濃・美里・安濃・一志・白山・美杉地域の一部が指定されています。指定区域は、三重県のホームページでも確認できます。

HP 三重県 土砂災害マップ



災害時協力井戸の登録にご協力ください

問い合わせ 防災室 ☎229-3104 FAX223-6247

津市では、災害時にトイレ・洗濯などの日常生活に使用する生活用水を確保できるよう、井戸を所有している皆さんに「災害時協力井戸」の登録をお願いしています。ぜひご協力ください。

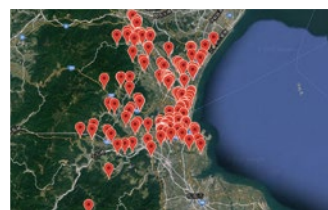


登録要件(以下の全てを満たしていること)

- 市内に所在している
- 現在井戸として使用し、引き続き使用するもの
- 災害時、無償で井戸水の提供が可能
- ポンプ、つるべなどが設置されている
- 井戸枠などの安全対策が施されている
- 所在地などを公表できる
- 津市が水質検査を行う場合に同意できる

登録方法など詳しくはお問い合わせいただくか、津市ホームページをご覧ください。

また、津市ホームページでは災害時協力井戸マップを公開しています。災害時に利用できるよう、事前に確認しておきましょう。



災害時協力井戸マップ

HP 津市災害時協力井戸

